三　登録を受けようとする団体が外国の団体である場合には、第一条第二号の請求に応じることを誓約する書面
四　登録を受けようとする団体が法第十三条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当することの有無を明らかにする書面
五　最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の登録を受けようとする団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有することを証明する書類
六　登録を受けようとする団体が生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制を整備していることを証明する書類
七　申請農林水産物等が特定農林水産物等であることを証明する書類（録音又は録画をしたものを含む。）
八　申請農林水産物等の写真
九　登録をすることについて商標権者又は専用使用権者の承諾を要するときは、これを証明する書面

（意見書の様式）

第八条　法第九条第一項の意見書は、別記様式第二号により作成しなければならない。

（学識経験者からの意見聴取）

第九条　農林水産大臣は、法第十一条第一項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次条の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（学識経験者の名簿）

第十条　農林水産大臣は、学識経験者を選定して、学識経験者の名簿を作成し、これを公表するものとする。

（再公示等）

第十一条　農林水産大臣は、法第八条第一項の規定による公示をした後当該公示に係る登録の申請について登録又は登録の拒否をするまでの間において、申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の内容に実質的な変更があったときは、改めて同条、法第九条及び第十一条の規定による手続を行わなければならない。

（特定農林水産物等登録簿）

第十二条　法第十二条第二項の特定農林水産物等登録簿（次項において単に「特定農林水産物等登録簿」という。）は、別記様式第三号により作成するものとする。

2　特定農林水産物等登録簿は、農林水産省食料産業局に備えるものとする。

（登録に係る公示事項）

第十三条　法第十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録番号及び登録の年月日
二　登録に係る特定農林水産物等の区分
三　登録に係る特定農林水産物等の名称
四　登録に係る特定農林水産物等の生産地
五　登録に係る特定農林水産物等の特性
六　登録に係る特定農林水産物等の生産の方法
七　登録に係る特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
八　登録に係る特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
九　登録に係る特定農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロの該当の有無
十　登録に係る特定農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロに該当する場合には、第六条第二項第二号に掲げる事項
十一　登録を受けた生産者団体の名称及び住所並びに代表者（法人でない生産者団体にあっては、その代表者又は管理人）の氏名
十二　第四号から第六号までに掲げる事項と明細書に定めた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項とが異なる場合には、その旨及びその内容

（特定農林水産物等登録証の交付）

第十四条　農林水産大臣は、登録をしたときは、当該登録を受けた生産者団体に特定農林水産物等登録証を交付するものとする。

2　前項の特定農林水産物等登録証は、別記様式第四号による。

（生産行程管理業務の方法の基準）

第十五条　法第十三条第一項第二号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　法第十六条第一項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る事項に係る明細書の変更を行うこと。
二　構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に適合して行われていることを確認すること。
三　前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に適合して行われていないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。
四　構成員たる生産業者が法第三条第一項及び第四条第一項の規定に従って特定農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示及び登録標章を付していることを確認すること。
五　前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が法第三条第二項又は第四条の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。
六　実績報告書（生産行程管理業務の実施状況に関する報告書をいう。次号において同じ。）を作成し、明細書及び生産行程管理業務規程の写しとともに毎年一回以上農林水産大臣に提出すること。
七　実績報告書及びこれに関する書類を前号の提出の日から五年間保存すること。

（申請農林水産物等について法第二条第二項各号に掲げる事項を特定することができない名称）

第十六条　法第十三条第一項第四号イの申請農林水産物等について法第二条第二項各号に掲げる事項を特定することができない名称には、次に掲げる名称を含むものとする。

一　動植物の品種の名称と同一の名称であって、申請農林水産物等の生産地について誤認させるおそれのあるもの
二　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号又は第二号に掲げる行為を組成する名称
（生産者団体を追加する変更の登録）

第十七条　第五条、第六条第三項及び第四項、第七条から第十一条まで並びに第十三条から第十五条までの規定は、法第十五条第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第六条第四項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第五号」と、第七条中「次に掲げる書類」とあるのは「第一号から第六号までに掲げる書類」と、第八条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第六号」と、第十三条中「次に掲げる事項」とあるのは「変更の年月日並びに第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事項」と、同条第十二号中「第四号から第六号までに掲げる事項と明細書に定めた法第七条第一項第四号から第六号」とあるのは「登録に係る法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項と明細書に定めた同項第四号から第六号」と読み替えるものとする。

（明細書の変更の登録）

第十八条　法第十六条第三項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一　行政区画又は土地の名称の変更に伴う登録に係る特定農林水産物等の生産地の名称の変更
二　登録に係る特定農林水産物等の名称が法第十三条第一項第四号ロに該当する場合において、当該登録後に同号ロに規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されたときにおける当該専用使用権の専用使用権者の氏名又は名称の追加